様式

委員会規則第3条第1項に基づ<届出書

平成29年8月23日

		執行機関名 明石市長			子どもの医療費助成に関する事務	
1: 都道府県知事・市区町村長等	● 市区町村長等	省 車	4 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上	9	1-6	http://www.city.akashi.lg.jp/soumu/so_soumu_ka/mynumber/hyoukasho.html
1. 執行機関の別		2. 都道府県名	3. 市区町村名	4. 届出番号	5. 独自利用事務の事例番 号	6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主 務省令で定めるもの	明石市こども医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第23号)によるこども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	<i>L</i>	
③番号法別表第2の項	6	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名 称及 び①の該当部分		明石市個人番号の利用に関する条例 別表第3項 明石市こども医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第23号)によるこども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	明石市こども医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第23号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やか</u> に生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。 2.すべて <u>児童</u> は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	第1条 この条例は、 <u>こども</u> の医療費を助成することにより、 <u>保護者</u> の経済的負担の 軽減を図り、 <u>こどもの健やかな成長</u> に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		兵庫県こども医療費助成事業実施要綱